

「(仮称)静岡市における ヤマトイワナの保全に関する条例」 骨子案

静岡市におけるヤマトイワナに対する基本的認識

- ・南アルプスは貴重な自然環境と地域固有の歴史文化がユネスコに認められ、2014年にユネスコエコパークに登録された。静岡市はこれらを将来にわたって保全し、利活用していくことで、人と自然が共に生き、環境と経済が調和した未来につながるまちの実現を目指している。
- ・南アルプスユネスコエコパークは、間ノ岳を水源とする1級河川の大井川を有する。大井川水系の河川は、南アルプスユネスコエコパークの希少な動植物の生息地となっており、特段、ヤマトイワナの数少ない生息地として知られている。
- ・ヤマトイワナはイワナ属の淡水魚類であり、アメマスやニッコウイワナ、ゴギと共に4亜種の1種として知られている。
- ・静岡県内では大井川上流域、富士川上流域、天竜川上流域に分布が確認されているが、昭和50年頃から純系ヤマトイワナ(以下、「ヤマトイワナ」という。)の生息地を含む静岡県内でニッコウイワナの放流が盛んに行われたことから交雑種が増加している。



純系ヤマトイワナ



純系ヤマトイワナとニッコウイワナの
交雑種

静岡市におけるヤマトイワナに対する基本的認識

・こうした経緯もあり、静岡県内に生息するヤマトイワナについては静岡県版淡水魚類レッドリスト2020において絶滅危惧ⅠA類(CR)に登録されている。(環境省レッドリスト2020では、絶滅のおそれのある地域個体群に登録されている。)

静岡県レッドデータブックカテゴリー一覧

カテゴリー	基本概念
絶滅	静岡県では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの
要注目種 (静岡県独自のカテゴリー)	
現状不明	現状が不明な種
分布上注目種等	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種
部会注目種	その他各部会で注目すべきと判断した種

出典：静岡県レッドデータブック

参考：環境省レッドリストのカテゴリー

カテゴリー	定義と基本概念
絶滅 Extinct (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧ⅠA類 Critically Endangered (CR)	深刻な絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)
絶滅危惧ⅠB類 Endangered (EN)	絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ⅠA類(CR)ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)
絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧ⅠA類(CR)」または「絶滅危惧ⅠB類(EN)」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの)
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種 (現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの)
情報不足 Data Deficient (DD)	カテゴリーを判定するための情報が不足している種 (現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になりうるもの)

付属資料

絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population (LP)	孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの
--	------------------------

出典：環境省レッドリストカテゴリーと判定基準を抜粋して作成

・このように、大井川上流域、南アルプスユネスコエコパークにおけるヤマトイワナは、生息域の減少が懸念されているものの、具体的な保全措置が取られていないことから、世界的に認められた南アルプスユネスコエコパークの自然を将来にわたって持続的に保全していくためにも、保全措置を実施していくことが重要と認識している。

条例制定の必要性

- ・過去に大井川上流域にニッコウイワナが放流されたことによるヤマトイワナとニッコウイワナの交雑が現在も進行しており、ヤマトイワナの生息域及び生息数の減少を生じさせている。
- ・ヤマトイワナの生息域が大井川源流域であることは、示唆されてきたが、具体的な生息地の特定は、外見上の特徴から判断しにくいこともあり確定されてこなかった。
- ・静岡市ではまず、ヤマトイワナと交雑種の生息域の調査を遺伝子分析に基づいて実施し、ヤマトイワナの生息地を可視化することに努めてきた。
- ・こうして、可視化されたヤマトイワナの生息地において、静岡市は南アルプスユネスコエコパークの自然保全のためにも、具体的な保全措置を検討する段階にある。



ヤマトイワナを保全するためには交雑の影響が極めて少ない生息域を遺伝子分析において可視化したうえで、当該生息域を保全するために具体的な保全措置のひとつとして、「ニッコウイワナや外来種の放流及びヤマトイワナの無許可の捕獲禁止等」について規定した「静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」を新たに制定する必要がある。

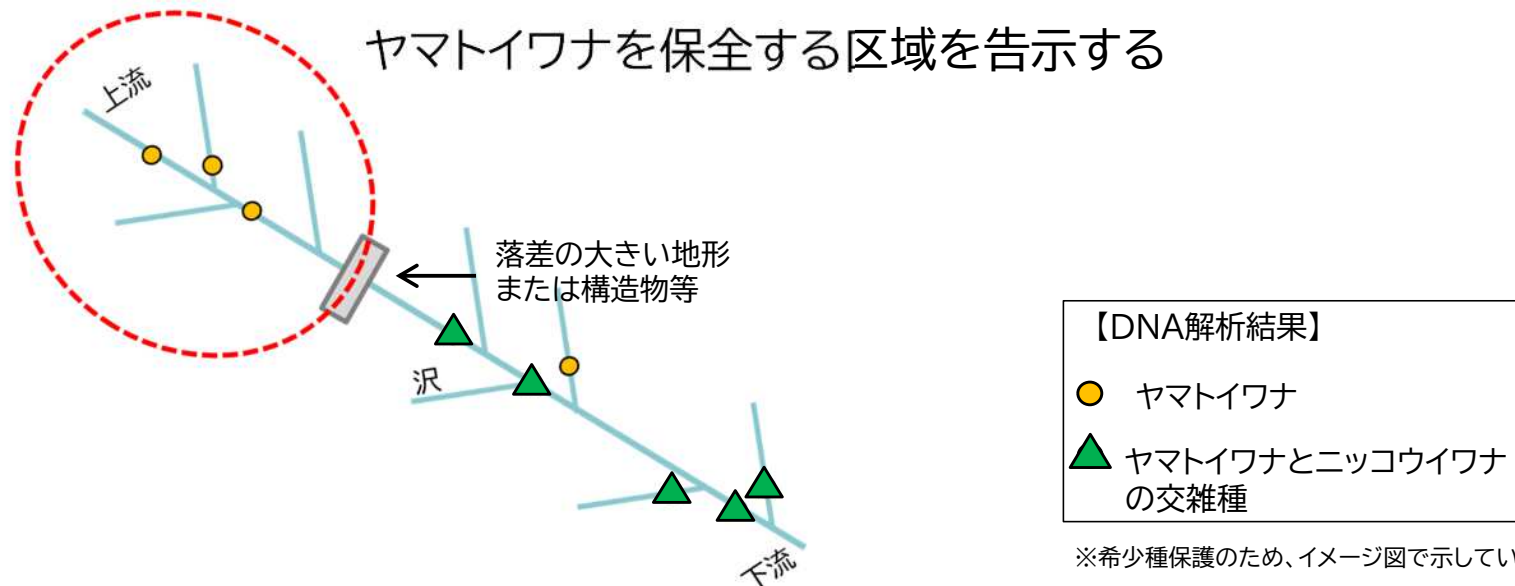
目的

南アルプスユネスコエコパーク静岡市域におけるヤマトイワナの保全に関し必要な事項を定め、市及び保全団体等が一体となって保全措置を推進することにより、南アルプスユネスコエコパークの遺存種であるヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として、次代に継承することを目的とする。

区域

ヤマトイワナを保全する区域は、南アルプスユネスコエコパーク静岡市域のうち市長が告示する区域とする。

【イメージ図】



※希少種保護のため、イメージ図で示しています。

責務

○市の責務

- ・ヤマトイワナが置かれている状況を常に把握するとともに、ヤマトイワナの保全に関する必要な措置及びモニタリングを行うものとする。

○土地所有者等の責務

- ・ヤマトイワナの生息環境の保全に留意する。

事業者との協働

- ・静岡市は、施策の実施にあたり、積極的に事業者と協働する。

行為の制限

- ・保全する区域内に許可なく立入ってはならない。
 - ・保全する区域内にニッコウイワナや外来種を放流してはならない。
 - ・ヤマトイワナの生存個体は、捕獲または殺傷をしてはならない。
- ただし、許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合はその限りではない。

捕獲等の許可

学術研究の目的、その他規則で定める目的で保全区域内への立入やヤマトイワナの生存個体の捕獲等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

措置命令

許可を受けた者が、許可に付された条件に違反した場合において、ヤマトイワナの保全のために必要があると認めるときは、必要な措置を命ずることができる。

罰則

- 次のいずれかに該当する者は、過料に処する。
- ・静岡市の措置命令に従わない者
 - ・許可を受けないで保全区域内への立入や捕獲等を行った者
 - ・虚偽の申請により許可を受けた者

今後の主なスケジュール(予定)

2026年5月27日	静岡市環境審議会(諮問)
7月	パブリックコメント(~8月)
8月下旬	静岡市環境審議会(答申)
11月	議会上程 (条例周知)
2027年4月	施行

参考:希少生物を保全する他都市の主な事例

- ・鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例(平成16年4月1日施行)
- ・静岡県希少野生動植物保護条例(平成23年4月1日施行)